

三田市防犯灯設置基準

1. 目的

この基準は、夜間における歩行者の通行の安全を図り、犯罪等の被害を防止するため、市が防犯灯を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この基準において、次の(1)～(3)に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における歩行者の安全の確保と犯罪の防止を図るため、市が管理する公衆街路灯（公園灯、道路照明灯その他の公共施設敷地内に設置された照明灯及び商店街灯を除く。）で、光源が10VA以下のLED灯をいう。
- (2) 専用柱 電柱共架が不可能の場合、防犯灯の設置のために使用する独立ポールをいう。
- (3) 引込柱 防犯灯の設置箇所が電柱から離れている場合、専用柱へ電線を引き込むために必要となる独立ポールをいう。

3. 設置・移設

防犯灯は、次のいずれかにより市長が予算の範囲内において設置又は移設するものとする。

- (1) 区・自治会長等（以下「要望者」という。）からの要望に対して、市長が設置又は移設の決定を行ったもの。
- (2) 市長が特に必要と認めたもの。

4. 設置の基準

- (1) 防犯灯の設置基準は、次の(ア)～(オ)によるものとする。
 - (ア) 地域住民等が通行する道路の敷地内又は道路に面した場所で、防犯灯の設置可能な電柱等があり、かつ低圧電線が配線されている、又は配線可能であること。
 - (イ) 灯具は、電柱への共架とする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、原則として専用柱に設置する。
 - (ウ) 既設の防犯灯又はその他の照明器具から新たに設置しようとする防犯灯までの距離が直線でおおむね30メートル以上あること。ただし、防犯上特に必要と認められる場合又は道路形状等の理由によりやむを得ないときはこの限りでない。
 - (エ) 灯具の設置高は、原則として地上から4.5メートル以上とする。
 - (オ) 設置箇所周辺には、原則として配光障害となる又は将来的に障害となることが予想される樹木等がないこと。
- (2) 上記(ア)～(オ)の基準にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、防犯灯を設置することができるものとする。
- (3) (1)及び(2)の基準は、「7. 廃止等」に規定する廃止後の防犯灯を移設する場合について準用する。

5. 設置の要望

- (1) 要望者は、防犯灯（設置・移設）要望書（様式1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (ア) 防犯灯（設置・移設）要望箇所図（様式2）
 - (イ) 現況写真（電柱共架の場合は電柱全体及び電柱番号がわかるもの、専用柱等へ設置する場合は設置箇所がわかるもの）
 - (ウ) 土地所有者同意書（様式3）（(4)に該当する場合）
 - (エ) 関係者同意書（様式4）
 - (オ) 維持管理誓約書（様式5）（(3)に該当する場合）
 - (カ) その他市長が必要と認める書類
- (2) 市長は、要望があったときは、その採否を決定し、防犯灯（設置・移設）要望にかかる回答書（様式6）により、要望者に通知する。
- (3) 要望者は、防犯灯の設置又は移設を要望する場所に、防犯灯を設置できる電柱が存しないときは、当該要望に係る防犯灯設置のための専用柱・引込柱を確保するものとする。
- (4) 要望者は、防犯灯を設置又は移設しようとする箇所が私有地の場合は、あらかじめ、土地所有者同意書（様式3）により、当該土地所有者の同意を得るものとする。
- (5) 要望者は、あらかじめ、関係者同意書（様式4）により、防犯灯を設置しようとする箇所周辺の住民及び営農者等関係者の同意を得ておくものとし、光害、配光障害等当該防犯灯の設置後生じた苦情等について、その解決に努めるものとする。

6. 修繕費等の経費負担

- (1) 防犯灯の毎月の電気料金及び器具の維持管理に関する経費は、市が負担する。
- (2) 要望者が設置した防犯灯設置のための専用柱及び引込柱の維持管理に関する経費は、要望者が負担する。

7. 廃止等

- (1) 「4. 設置の基準」に規定する設置基準に該当しなくなった防犯灯については、現地調査のうえ、市長の判断により廃止又は移設することができるものとする。
- (2) 私有地に設置している防犯灯について、土地利用の変更等やむを得ない事情により支障が生じた場合は、市が廃止又は防犯灯（設置・移設）要望書（様式1）により移設する。

8. その他

この基準に定めるもののほか、防犯灯の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年3月29日から施行する。
- 2 三田市設置防犯灯に関する取扱い基準（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。